

## 社会福祉法人クープ 理事長報酬規程（案）

### （目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人クープの理事長の報酬等について必要なことを定める。

### （報酬の額）

第2条 この規程に基づいて支給する報酬月額は次の通りとする。

職務として職員を兼務する場合	30,000円
理事長の職務に専従し、月に10日以上遂行する場合	150,000円

### （その他の支給額）

第3条 第2条に掲げるものが、職務のため出張した場合の旅費は、本法人の旅費規程により支給することができる。

### （その他）

第4条 この規程で定めるもののほか、必要な事項は理事会において別に定める。

### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。